

<h1>静岡市報</h1>	No. 134
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目次

規 則

○静岡競輪場等使用規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

訓 令

○静岡市職員出勤簿整理規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

告 示

○静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき市長が定める額を定めた告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

消防本部告示

○静岡市防火基準への適合を示す表示マークに関する規程・・・・・・・・・・・・ 4

規 則

静岡市規則第73号

静岡競輪場等使用規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年5月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡競輪場等使用規則の一部を改正する規則

静岡競輪場等使用規則（平成15年静岡市規則第65号）の一部を次のように改正する。

別表の2売店の賃貸料の表を次のように改める。

2 売店の賃貸料

売店の名称	賃貸料額（1月につき）

1号（西側売店）	76,490円
2号（西側売店）	54,640円
3号（西側売店）	54,640円
4号（西側売店）	54,640円
5号（メインスタンド2階）	123,800円
6号（南入場口売店）	79,170円
7号（南入場口売店）	79,080円
8号（南入場口売店）	74,100円
9号（南入場口売店）	74,100円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

静岡市訓令第9号

各局

各区役所

静岡市職員出勤簿整理規程（平成15年静岡市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

様式第3号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から適用する。

告 示

静岡市告示第344号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,308円	13,040円
20歳以上25歳未満	5,024円	13,040円
25歳以上30歳未満	5,611円	13,447円
30歳以上35歳未満	6,104円	16,281円
35歳以上40歳未満	6,524円	18,834円
40歳以上45歳未満	6,601円	21,784円
45歳以上50歳未満	6,708円	24,532円
50歳以上55歳未満	6,375円	25,376円
55歳以上60歳未満	5,922円	24,114円
60歳以上65歳未満	4,723円	19,167円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,001円
70歳以上	3,930円	13,040円

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

消防本部告示

静岡市消防本部告示第3号

静岡市防火基準への適合を示す表示マークに関する規程を次のように定める。

平成26年5月1日

静岡市消防長 岩崎 幹生

静岡市防火基準への適合を示す表示マークに関する規程

(目的)

第1条 この告示は、不特定多数の者を収容するホテル、旅館等の防火安全対策が一定の基準に適合していると消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）が認める旨の証票（以下「表示マーク」という。）の交付等に関し、必要な事項を定め、もってホテル、旅館等の防火安全対策の促進を図ることを目的とする。

(表示マークの交付対象物)

第2条 表示マークの交付の対象物（以下「表示対象物」という。）は、別表第1に掲げる基準（以下「表示基準」という。）に適合するホテル、旅館等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1（5）項イ及び同表（16）項イに掲げる防火対象物のうち同表（5）項イの用途に供する部分が存するものをいう。以下同じ。）であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の適用があるもの
- (2) 地階を除く階数が2以上のもの

2 複合用途防火対象物（令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物のうち同表（5）項イの用途に供する部分が存するものをいう。以下同じ。）は、その全体を対象として表示マークを交付する。

3 前項の規定にかかわらず、消防長等は、複合用途防火対象物のホテル、旅館等の用途に供する部分（以下この項において「ホテル等の部分」という。）が表示基準に適合し、かつ、ホテル等の部分以外が消防長が別に定める基準に適合していると認めた場合は、ホテル等の部分及び当該ホテル等の部分からの避難経路に係る部分のみを対象として表示マークを交付することができる。

（表示マークの区分等）

第3条 表示マークは、銀及び金の2種に区分し、その様式は、次のとおりとする。

（1）表示マーク（銀）（様式第1号）

（2）表示マーク（金）（様式第2号）

（表示マークの交付の申請）

第4条 表示対象物の所有者、管理者、占有者等（以下「関係者」という。）は、表示マークの交付を受けようとするときは、表示基準適合表示マーク交付申請書（様式第3号）に、別表第2の第3号（法の適用を受ける表示対象物であって、1年以内に消防長等が製造所等定期点検記録表を確認していない場合に限る。）、第7号（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第12条の規定の適用を受ける表示対象物に限る。）及び第8号の項に掲げる書類を添えて消防長等に提出しなければならない。この場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。

（1）法第8条の2の2第1項の規定の適用を受けない表示対象物の関係者（法第8条の2の3第1項の認定を受けた表示対象物の関係者を除く。） 表示対象物について、法第8条の2の2の規定の例により点検したことを確認することができる書類（申請日から過去1年以内に実施された点検に係るものに限る。）

（2）建基法第12条の規定の適用を受けない表示対象物の関係者 表示対象物について、建基法第12条の規定の例により表示基準に係る部分の調査を実施したことを確認することができる書類（直近の定期調査の期間内に実施されたものに限る。）

（表示マークの交付）

第5条 消防長等は、前条の規定による申請があった場合は、申請があった表示対象物について、表示基準に照らして確認をし、表示基準に適合していると認めたときは表示マーク（銀）を交付するとともに表示基準適合通知書（様式第4号）により当該関係者に通知するものと

し、当該基準に適合していないと認めたときは表示基準不適合通知書（様式第5号）により当該関係者に通知するものとする。

2 前項の規定により表示マーク（銀）の交付を受けた関係者は、表示基準適合表示マーク受領書（様式第6号）を消防長等に提出しなければならない。

（確認）

第6条 前条第1項、第9条第2項及び第14条第2項の確認は、申請に係る表示対象物について、申請者が提出した書類、別表第2に掲げる書類その他消防長等が保有する書類のうち関係するものを確認するほか、必要に応じて現地を確認することにより行うものとする。

（表示マークの掲出等）

第7条 第5条第1項の規定により表示マーク（銀）の交付を受けた関係者は、当該交付に係る表示対象物に表示マーク（銀）を掲出し、及びホームページ等において電子データの表示マーク（銀）を使用することができる。

（表示マークの有効期間）

第8条 表示マーク（銀）の有効期間は、表示マーク（銀）の交付の日から起算して1年を経過する日までの間とする。

（表示マーク（銀）の更新）

第9条 表示マーク（銀）の交付を受けた関係者は、前条の有効期間を経過した後に引き続き表示をしようとするときは、有効期間が経過する日の30日前までに表示基準適合表示マーク更新申請書（様式第7号）に、別表第2の第3号（法の適用を受ける表示対象物であつて、1年以内に消防長等が製造所等定期点検記録表を確認していない場合に限る。）、第7号（建基法第12条の規定の適用を受ける表示対象物に限る。）及び第8号の項に掲げる書類を添えて消防長等に提出しなければならない。この場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 法第8条の2の2第1項の規定の適用を受けない表示対象物の関係者（法第8条の2の3第1項の認定を受けた表示対象物の関係者を除く。） 表示対象物について、法第8条の2の2の規定の例により点検したことを確認することができる書類（前回の申請日以降に同条の規定の例により実施された点検に係るものすべて）
- (2) 建基法第12条の規定の適用を受けない表示対象物の関係者 表示対象物について、建基法第12条の規定の例により表示基準に係る部分の調査を実施したことを確認することができる書類（直近の定期調査の期間内に実施されたものに係るものに限る。）

2 消防長等は、前項の規定による更新の申請があった場合は、表示基準に照らして確認をし、

表示基準に適合していると認めるときは表示マーク（銀）の更新を認めるとともに表示基準適合通知書（様式第4号）により当該関係者に通知するものとし、表示基準に適合していないと認めるときは表示基準不適合通知書（様式第5号）により当該関係者に通知するものとする。

（表示マーク（金）の交付等）

第10条 消防長等は、前条第1項の規定により表示マーク（銀）の更新を認める場合において、当該申請に係る表示対象物が表示マーク（銀）の交付を連続する2年間にわたり受けているときは、表示マーク（銀）に代えて、表示マーク（金）を交付する。

2 表示マーク（金）の有効期間は、表示マーク（金）の交付の日から起算して3年を経過する日までの間とする。

3 表示マーク（金）の掲出等及び更新については、第7条及び前条の規定を準用する。この場合において、第7条中「第5条第1項」とあるのは「第10条第1項」と、前条第1項中「前条」とあるのは「第10条第2項」と読み替えるものとする。

（変更の承認申請）

第11条 関係者は、表示マークの交付を受けた表示対象物について、第4条の表示基準適合表示マーク交付申請書に記載した内容を変更したときは、表示基準適合表示マーク変更承認申請書（様式第8号）を消防長等に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更の承認）

第12条 消防長等は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、表示基準適合表示マーク変更承認通知書（様式第9号）により、当該関係者に通知するものとする。

（表示マークの返還等）

第13条 関係者は、次のいずれかに該当するときは、表示マークを消防長等に返還し、及び電子データの使用を中止しなければならない。

- (1) 表示マークの有効期間が経過した場合（更新の申請をし、当該申請に対する通知を受けるまでの間にあるときを除く。）
- (2) 表示マークを交付されている表示対象物が第2条第1項の表示対象物でなくなった場合
- (3) 表示マークが交付されている表示対象物において表示基準に適合しないことが明らかであるとして消防長等から求めがあった場合
- (4) 表示マークが交付されている表示対象物において火災等が発生し、消防長等による表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合

(5) ホームページ等への表示マークの使用に際して配布された表示マークの電子データを無断でその他の用途に転用した場合

2 消防長等は、表示マークが交付されている表示対象物において火災等が発生し、表示基準への適合性の調査の結果が確認されるまでの間、当該表示対象物の関係者に表示マークの掲出を中止させることができる。

3 消防長等は、表示マークが交付されている表示対象物について第1項の規定により表示マークの返還等を求める場合は、当該表示対象物の関係者に対し、表示基準適合表示マーク返還請求書（様式第10号）を交付する。

（表示対象外施設）

第14条 ホテル、旅館等であつて、第2条第1項第1号及び第2号に該当しない対象物の関係者は、当該ホテル、旅館等が表示基準に適合することを確認したいときは、消防長等に対し、表示制度対象外施設申請書（様式第11号）に別表第2の第3号（法の適用を受ける表示対象物であつて、1年以内に消防長等が製造所等定期点検記録表を確認していない場合に限る。）、第7号（建基法第12条の規定の適用を受ける表示対象物に限る。）及び第8号の項に掲げる書類を添えて消防長等に提出しなければならない。この場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。

(1) 法第8条の2の2第1項の規定の適用を受けない対象物の関係者（法第8条の2の3第1項の認定を受けた対象物の関係者を除く。） 対象物について、法第8条の2の2の規定の例により点検したことを確認することができる書類（申請日から過去1年以内に実施された点検に係るものに限る。）

(2) 建基法第12条の規定の適用を受けない対象物の関係者 対象物について、建基法第12条の規定の例により表示基準に係る部分の調査を実施したことを確認することができる書類（直近の定期調査の期間内に実施されたものに係るもの）

2 消防長等は、前項の規定による申請があつた場合は、表示基準に照らして確認し、必要があると認めるときは、現地の検査等を行い、表示基準に適合していると認めるときは、表示制度対象外施設通知書（様式第12号）により当該関係者に通知するものとする。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか、表示マークの交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行す

る。

(施行前の準備)

- 2 第4条の規定による表示マークの交付の申請は、この規程の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

別表第1（第3条関係）

表示基準

1 防火管理等

(1) 防火対象物の点検及び報告

法第8条の2の2の規定により点検及び報告が行われていること。又は、法第8条の2の3の規定により点検及び報告の特例の認定がされていること。ただし、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出等の内容を確認するものとする。

(2) 防火管理者等の届出

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第3条第1項及び第3条の2第1項の規定により、防火管理者選任（解任）の届出及び防火管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。

(3) 自衛消防組織の届出

令第4条の2の4に規定する防火対象物にあつては、法第8条の2の5第2項に規定する自衛消防組織設置（変更）の届出がされていること。

(4) 防火管理に係る消防計画

防火管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。

ア 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項

イ 防火対象物についての火災予防上の自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項

ウ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項

エ 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項

オ 防火上の構造の点検及び維持管理に関する事項

カ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項

キ 防火管理上必要な教育に関する事項

ク 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事項

ケ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項

- コ 防火管理について消防機関との連絡に関する事項
- サ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関する事項
- シ アからサに掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項
- ス 令第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物にあつては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。セにおいて同じ。)にあつては、次に掲げる事項
- (ア) 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
- (イ) 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関する事項
- (ウ) その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項
- セ 令第4条の2の5第2項の規定により、令第4条の2の4の防火対象物につき、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあつては、次に掲げる事項
- (ア) 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事項
- (イ) 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項
- (ウ) 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事項
- (エ) その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項
- ソ 防火管理上必要な業務の一部が防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者(当該防火対象物で勤務している者に限る。)以外の者に委託されている防火対象物にあつては、防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項
- タ その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の当該権原の範囲に関する事項
- チ 規則第3条第4項に規定する強化地域(以下「強化地域」という。)における、次に掲げる事項
- (ア) 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第2条第13号に規定する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)が発せられた場合における自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項

(イ) 大規模地震対策特別措置法第2条第3号に規定する地震予知情報及び警戒宣言の伝達方法に関する事項

(ウ) 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事項

(エ) 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項

(オ) 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する事項

(カ) 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項

ツ 消火及び避難の訓練の実施回数に関する事項（当該消火及び避難の訓練を実施する場合におけるその旨の消防長等への通報に関する事項を含む。）

(5) 統括防火管理者等の届出

法第8条の2の規定により、統括防火管理者の選任（解任）の届出及び防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出がされていること。

(6) 防火、避難施設等

法第8条の2の4の規定により、廊下、階段、避難口及びその他の避難上必要な施設について、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理されていること。

(7) 防災対象物品の使用

法第8条の3の規定により防災対象物品が使用されていること。また、当該防災対象物品に法第8条の3第2項、第3項及び第5項の規定に従って表示が付されていること。

(8) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出

法第9条の3に基づいて液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第1条の10第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合（法第9条の3第1項ただし書きに規定する場合を除く。）には、その旨の届出がされていること。

(9) 火気使用設備、器具

法第9条に基づいて静岡市火災予防条例（以下「条例」という。）で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火気の使用に関する制限等の基準に適合していること。

(10) 少量危険物、指定可燃物

- ア 法第9条の4に基づいて条例により、法第9条の4に規定する指定数量未満の危険物(以下「少量危険物」という。)及び指定可燃物が貯蔵し、取り扱われていること。
- イ 条例で定められる規定により、少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備が設置及び管理されていること。
- ウ 条例で定められる規定により、火災の危険要因を把握するとともに、保安に関する計画が作成され、火災予防上有効な措置が講じられていること。
- エ イの規定にかかわらず、基準の特例が適用されている少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所にあつては、引き続き、基準の特例の適用を認めた状況で設置及び管理されていること。
- (11) (1) から (10) に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し消防長が定める基準を満たしていること。

2 防災管理等

(1) 防災管理対象物の点検及び報告

法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告が行われていること。又は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。ただし、その管理について権原が分かっている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認するものとする。

(2) 防災管理者等の届出

規則第51条の8第1項の届出及び規則第51条の9において準用する第3条の2第1項の規定により、防災管理者選任(解任)の届出及び防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。

(3) 防災管理に係る消防計画

防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。

ア 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項

イ 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項

ウ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項

エ 防災管理上必要な教育に関する事項

オ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事項

カ 防災管理について関係機関との連絡に関する事項

キ オに掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該検証

の結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項

ク アからキに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項

ケ 令第45条第1号に掲げる災害（以下この号において「地震」という。）による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項

（ア）地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定及び当該想定される被害に対する対策に関する事項

（イ）建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項

（ウ）地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項

（エ）地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関する事項

（オ）地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護及びその他の地震による被害の軽減のための応急措置に係る事項

（カ）（ア）から（オ）までに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項

コ 令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項

（ア）令第45条第2号に掲げる災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関する事項

（イ）（ア）に掲げるもののほか、建築物その他の工作物における令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関し必要な事項

サ 防災管理上必要な業務の一部が建築物その他の工作物の関係者及び関係者に雇用されている者（当該建築物その他の工作物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている建築物その他の工作物にあつては、防災管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防災管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項

シ その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の当該権原の範囲に関する事項

ス 避難訓練の実施回数に関する事項（当該訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）

（4）統括防災管理者等の届出

法第36条第1項において準用する法第8条の2の規定により、統括防災管理者の選任（解任）の届出及び全体についての消防計画の作成（変更）の届出がされていること。

3 消防用設備等

(1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持等

消防用設備等又は特殊消防用設備等が、次に掲げるところにより、法第17条、第17条の2の5及び第17条の3並びにこれらに基づく命令の規定に従って、設置されていること。

ア 令第10条第1項及び第3項の規定により、消火器、簡易消火用具が設置されていること。

イ 令第11条第1項、第2項及び第4項の規定により、屋内消火栓設備が設置されていること。

ウ 令第12条第1項、第3項及び第4項の規定により、スプリンクラー設備が設置されていること。

エ 令第13条の規定により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されていること。

オ 令第19条第1項、第2項及び第4項の規定により、屋外消火栓設備が設置されていること。

カ 令第20条第1項、第2項及び第5項の規定により、動力消防ポンプ設備が設置されていること。

キ 令第21条第1項及び第3項の規定により、自動火災報知設備が設置されていること。

ク 令第21条の2第1項の規定により、ガス漏れ火災警報設備が設置されていること。

ケ 令第22条第1項の規定により、漏電火災警報器が設置されていること。

コ 令第23条第1項及び第3項の規定により、消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていること。

サ 令第24条第1項から第3項まで及び第5項の規定により、非常警報器具又は非常警報設備が設置されていること。

シ 令第25条第1項及び第2項第1号の規定により、避難器具が設置されていること。

ス 令第26条第1項及び第3項の規定により、誘導灯及び誘導標識が設置されていること。

セ 令第27条第1項及び第2項の規定により、消防用水が設置されていること。

ソ 令第28条第1項及び第3項の規定により排煙設備が設置されていること。

タ 令第28条の2第1項、第3項及び第4項の規定により、連結散水設備が設置されていること。

- チ 令第29条第1項の規定により、連結送水管が設置されていること。
- ツ 令第29条の2第1項の規定により、非常コンセント設備が設置されていること。
- テ 令第29条の3第1項の規定により、無線通信補助設備が設置されていること。
- ト アからテの規定にかかわらず、令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等にあつては、引き続き、同項に規定する通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると消防長等が認めた状況で設置されていること。
- ナ アからトの規定にかかわらず、現に令第32条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を消防長等が認めた状況で設置されていること。
- ニ アからナの規定にかかわらず、法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等にあつては、同項に規定する設備等設置維持計画に従って設置されていること。
- ヌ アからニの規定にかかわらず、法第17条の2の5第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の規定により、設置されていること。
- ネ ヌに掲げるもののほか、法第17条の3第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する規定により、設置されていること。
- ノ 法第17条の3の2の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出を行い、消防機関の検査を受けていること。

(2) 消防用設備等の点検報告

法第17条の3の3の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告がされていること。

4 危険物施設等

- (1) 法第10条第3項の規定により、危険物が貯蔵され、又は取り扱われていること。
- (2) 法第10条第4項の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が設置されていること。
- (3) 法第11条第1項の規定により、許可を受けていること。
- (4) 法第11条第5項の規定により、完成検査を受けていること。
- (5) 法第11条第6項の規定により、譲渡又は引渡の届出がされていること。
- (6) 法第11条の4第1項の規定により、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出がされていること。
- (7) 法第12条の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が維持されていること。

- (8) 法第12条の7第2項の規定により、危険物保安統括管理者の届出がされていること。
- (9) 法第13条第2項の規定により、危険物保安監督者の届出がされていること。
- (10) 法第13条第3項の規定により、危険物取扱者以外の者により危険物の取扱いが行われていないこと（甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。）。
- (11) 法第13条の23の規定により、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が保安講習を受講していること。
- (12) 法第14条の規定により、危険物施設保安員が定められ、保安のための適切な業務が行われていること。
- (13) 法第14条の2の規定により、予防規程の認可を受け、当該予防規程に定められた事項が適切に守られていること。
- (14) 法第14条の3の2の規定により、定期点検が行われ、その記録が作成され、及び保存されていること。
- (15) 法第14条の4の規定により、自衛消防組織が設置されていること。
- (16) (2)の規定にかかわらず、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第23条の規定が適用されている製造所等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び維持されていること。

5 建築構造等

(1) 定期調査報告

建基法第12条の規定に基づく定期調査が行われていること。

(2) 建築構造等

次に掲げる事項が、現行の建築基準法令に適合（既存不適格として扱っているものは除く。）していること。

ア 建築構造

主要構造部の構造不適がないこと。（建基法第21条、第27条及び第35条）

イ 防火区画

堅穴区画が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、破損等がないこと。（建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号。以下「建基令」という。）第112条第9項、第10項、第11項及び第14項（避難経路にあたらぬ昇降機の昇降路は、昭和56年建設省告示第1111号に示す仕様に適合していること。））

ウ 階段

必要な数の直通階段、避難階段及び特別避難階段が設置され、その構造が適正である

こと。(建基令第120条、第121条、第121条の2、第122条及び第123条)

(3) 避難施設等

次に掲げる事項が、現行の建築基準法令に適合(既存不適格として扱っているものを含む。)していること。

- ア 屋根(建基法第22条及び第63条)
- イ 外壁(建基法第23条から第25条まで及び第64条)
- ウ 非常用エレベーター(建基法第34条第2項及び建基令第129条の13の3)
- エ 排煙設備(建基法第35条並びに建基令第126条の2及び第126条の3)
- オ 防煙壁(建基法第35条及び建基令第126条の3)
- カ 非常用の照明装置(建基令第126条の4及び第126条の5)
- キ 非常用の進入口等(建基法第35条並びに建基令第126条の6及び第126条の7)
- ク 壁(建基法第35条の2並びに建基令第107条、第107条の2、第108条の3、第112条、第114条、第115条の2の2、第128条の3の2、第128条の4及び第129条の2の5)
- ケ 天井(建基法第35条の2並びに建基令第112条及び第128条の3の2から第129条まで)
- コ 床(建基法第36条並びに建基令第112条、第115条の2の2及び第129条の2の5)
- サ 特定防火設備及び防火設備(建基法第36条並びに建基令第112条((2)に掲げるものを除く。)、第115条の2の2及び第129条の2の5)
- シ 避難施設 通路(建基令第120条及び第121条)、廊下(建基令第119条)、出入口(建基令第118条、第124条、第125条及び第125条の2)、屋上広場(建基令第126条)、避難上有効なバルコニー(建基法第36条及び建基令第121条)
- ス 敷地内の通路(建基法第36条並びに建基令第127条、第128条及び第128条の2)

別表第2（第4条、第6条、第9条、第14条関係）

確認書類		根拠法令	備考	
			表示マーク（銀）	表示マーク（金）
1号	防火対象物定期点検報告書	消防法第8条の2の2	申請日から過去1年以内に実施された定期点検に係るもの	前回の申請日以後に実施された定期点検に係るものものすべて
2号	防火対象物点検報告特例認定に係る書類	消防法第8条の2の3	申請日の直近の認定に係るもの	
3号	製造所等定期点検記録表の写し	消防法第14条の3の2	申請日から過去1年以内に実施した定期点検に係るもの	
4号	消防用設備等点検結果報告書	消防法第17条の3の3	申請日から過去1年以内に実施した点検結果に係るもの	前回の申請日以後に実施した点検結果に係るものすべて
5号	防災管理定期点検報告書	消防法第36条において準用する法第8条の2の2	申請日から過去1年以内に実施された定期点検に係るもの	前回の申請日以後に実施された定期点検に係るものすべて
6号	防災管理点検報告特例認定に係る書類	消防法第36条において準用する法第8条の2の3	申請日の直近の認定に係るもの	
7号	定期調査報告書の写し	建築基準法第12条	直近の定期調査の期間内に実施されたものに係るもの	前回の申請日以降に実施すべき定期調査に係るものすべて
8号	その他消防長等が必要と認める書類		(例) 点検報告の不備事項の改修状況 自衛消防訓練の記録や自主点検記録 更新前に交付を受けた表示基準適合通知書	

【様式は掲載省略】